

## 国民年金基金令等の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和7年12月24日

厚生労働省

年金局企業年金・個人年金課

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案について、令和7年11月5日（水）から同年12月4日（木）まで御意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>確定拠出年金制度の拠出限度額の見直しについて、第1号被保険者の掛金上限額（月7.5万円）は、第2号被保険者のそれ（月6.2万円）と比較して明らかに不平等、不公正。</p> <p>第2号被保険者については、iDeCo等の掛金上限額が随時引き上げられてきたにもかかわらず、第1号被保険者については、1991年以降全く変更されていない。</p> <p>第1号被保険者が厚生年金と同程度の年金を受給できるよう国民年金基金に加入し、掛金を納付する場合、iDeCo掛金の枠は相当小さくなる。</p>	<p>働き方やライフコースの変化等に伴い、企業年金・個人年金の充実を図る必要性が高まっている中、これらに対応する観点から、本案によって、国民年金第1号被保険者に係るiDeCo及び国民年金基金の拠出限度額は月6.8万円から7.5万円に引き上げることとしました。</p> <p>今後とも制度の現状や課題を確認しつつ、引き続き検討してまいります。</p>

	第1号被保険者の上限額（月7.5万円）を第2号被保険者と平等になるよう、適切に引き上げるべき。	
2	<p>政令案を支持するが、改正法の施行で就職氷河期世代の老後貧困リスクを考慮し、加入優遇と払う余裕のない人への最低保障給付を強化すべき。</p> <p>非正規率45%超の氷河期世代（40-50代）は、他制度掛金が少なく拠出限度額が低いため、老後資金不足が深刻。</p> <p>月収20万円未満の多くは「払う余裕がない」ため、氷河期世代向けに限度額を10-20%引き上げ、加入促進補助（初年度免除、政府半額拠出のマッチング制度）を義務化するべき。また、払う余裕のない人への最低保障給付（月5,000-1万円の追加支給）を導入し、生活保護依存を防ぐべき。</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、確定拠出年金制度において、他制度掛金相当額が低い場合には、拠出限度額が高くなります。特定の年齢階層の者について、確定拠出年金の拠出限度額に係る優遇措置等を設けることは、現時点で予定しておりません。</p>
3	<p>本政令案に賛成する。</p> <p>超高齢社会・長寿化の進行により、現行の公的年金だけでは老後資金に不安を感じる人が多く、私的年金制度の活用余地を広げる意義は大きいと考える。</p> <p>60から70歳代も含め、就労や収入がある人が引き続き拠出を行える仕組みを整えることは、働き方の多様化にも合致している。国民年金基金と確定拠出年金の拠出限度額の整理・見直しにより、制度間の整合性が高まり、利用者にとっても選択肢が分かりやすくなることを期待する。</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>情報提供につきましても丁寧に行ってまいります。</p>

<p>他方で、第5号加入者の要件などは一般の人には理解が難しい面もあると考えるため、年齢や加入歴ごとにどの制度をどのように利用できるかを示す分かりやすい資料やシミュレーションツールを整備し、「分かる人だけが得をする制度」にならないよう丁寧な情報提供をあわせて求めたい。</p>	
--	--